

一般案件の申込依頼に係るサブシート

1. 案件の種類 次の中から該当するものを で囲んで下さい。

延払案件 リテンションが2年以上案件 (準チャット) 引受基準外 (相談・内諾) 案件
 元本均等分割決済 (一年超(起算点から2年以内)) 完成納期案件 (チャーター契約等船積期日の定めのないもの)
 被保険者連名案件 契約相手方連名案件 スケジュール/マイルストーン・ペイメント (複数回払)
 特約・その他条件等 (外貨建特約 イスクレション条項付 支出費用特約 チャーター特約 共同保険
表示通貨以外の通貨による決済条件付) その他 :

完成納期案件の場合

第一回船積日 (予定) : _____ 年 _____ 月 _____ 日
 完成納期 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (起算の日: _____ から _____ 月)

スケジュール/マイルストーン・ペイメント (複数回払) の場合 該当パーセント _____ %

第一回入金日 (予定) : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (決済条件: _____ % _____)
 最終入金日 (予定) : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (決済条件: _____ % _____)

リテンションを含む場合 該当パーセント _____ % *リテンション決済が1回の場合は のみ記入

第一回リテンション入金日 (予定): _____ 年 _____ 月 _____ 日 (決済条件: _____ % _____)
 最終リテンション入金日 (予定): _____ 年 _____ 月 _____ 日 (決済条件: _____ % _____)

契約発効条件がある場合

契約発効日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 発効条件 _____

2. 契約金額の内訳 - 契約書上の Breakdown -

- *海外企業とのコンソーシアム契約の場合は、海外企業の分担部分は保険の対象になりませんので除きます。
- *輸出 / 仲介 / 技術の金額割合で保険種が決定されますので、機器価格は、必ず本邦 仲介貨物別に記入して下さい。(申告可)
- *機器 (輸出/仲介貨物) と 役務・現地調達貨物の金額が輸出等契約書上に明記されていない場合で、区分して保険契約をする場合は、申告金額を記入して下さい。その場合は(独)日本貿易保険理事長宛の契約金額内訳の提出も必要になります。
- *FOB価額は、船積前保険の対象金額となりますので、輸出等契約書上明記のない場合でも、機器 (本邦及び仲介貨物) の FOB金額相当額 (申告金額) を記入して下さい。

機器価格 (契約建値通貨毎)		計	FOB価額
内	本邦貨物 (申告可)		
訳	仲介貨物 (申告可)		

役務価格 (通貨毎) (申告可)		計	初回対価確認日~最終対価確認日
内 訳	例: 据付工事費	例: ¥10,000,000	例: Rp100,000,000

現地調達貨物 (通貨毎)		計	初回対価確認日~最終対価確認日
		例: ¥10,000,000	例: Rp100,000,000

【お申込上の注意点】

- (注1) 決済条件がアイテム毎に複数ある場合は、別紙にアイテム別に記入して下さい。
- *必要項目: 決済金額 (%), 決済条件, 支払保証, 決済日等 (リテンション決済部分はその旨を明記して下さい)
 - *政府開発援助契約等 (JBIC Loan, IBRD Loan etc) としての引受は、支払が「L/C switch 方式」、「Direct Payment 方式」、「Transfer 方式 (本邦内で決済が完了するものに限る)」の何れかに該当する場合があります。
船積後保険料率において特定の国カテゴリーが適用されますので支払方法を明記して下さい。

記載例) 機器 (¥153,000,000) 20% : 契約後 30 日以内 T/T 70% : 船積書類受領後 30 日以内 L/C JBIC Loan 5% : PAC 発行後 60 日以内 L/C JBIC Loan (2006/9/30 決済) (リテンション) 5% : FAC 発行後 60 日以内 L/C JBIC Loan (2007/9/30 決済) (リテンション) (JBIC Loan L/C switch 方式)	役務 技師派遣費 (¥20,000,000) 100% : 完了時 T/T (2006/8/30) 据付費 (US \$ 320,000) 90% : 毎月出来高 T/T 5% : PAC 発行後 60 日以内 T/T (2006/9/30 決済) (リテンション) 5% : FAC 発行後 60 日以内 T/T (2007/9/30 決済) (リテンション)
---	--

- (注2) 船積期日とその金額が契約書上、複数記載されている場合は、各々枝分することも可能ですので、その場合は別紙に明細を記入して下さい。
- (注3) 延払案件の場合で延払起算点までの建中金利がある場合は、延払金利の他にアイテム毎の建中金利額を別紙に記入して下さい。建中金利を元本化する場合は、元本化する額を申告して下さい。